

# デジタル人材育成・誘致事業業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、デジタル人材育成・誘致事業を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

デジタル人材育成・誘致事業業務

## 2 事業趣旨

信州ITバレー構想の実現に資するデジタル人材を育成・誘致するため、シリーズ型セミナーやコンテスト等のIT関連イベント（以下、「個別イベント」という。）を複数回実施するとともに、個別イベントの取組成果を披露するイベント（以下、「総括イベント」という。）を実施することにより、未来のデジタル人材候補が、互いに連携し刺激を与え合う機会を創出する。

## 3 委託期間

契約日から令和5年3月31日（金曜日）まで

## 4 業務内容

本業務委託の実施に当たっては、前記2に沿った事業趣旨の下、民間企業等の最新動向を踏まえ、専門的視点に立って次の業務を実施すること。

- ・デジタル人材を育成・誘致するための個別イベント及び総括イベントの企画及び運営
- ・本事業の取組内容を中心とした、デジタル人材育成に係る情報発信

## 5 委託詳細

信州ITバレー構想実現に資するデジタル人材を育成・誘致するという本業務の目的を踏まえ、次に掲げる事項に留意して実施すること。

### (1) 共通事項及び情報発信

ア 参加者に「デジタルが自らのキャリアやビジネスを切り開く武器になる」というメッセージが伝わり、かつデジタル人材としてのキャリア形成のきっかけとなるようなコンテンツを提供すること。

イ システムエンジニアやプログラマー等のいわゆる狭義のIT人材だけにとどまらず、長野県の産業DXを推進するために必要なデザイナー、クリエイター、データサイエンティスト、プロデューサー等も含めた幅広いデジタル人材の育成を踏まえること。

- ウ 外部講師を依頼する場合は、本事業の趣旨を踏まえ選定すること。また、事前に委託者に提案し、十分な協議をした上で確定すること。
- エ HP、SNS等により本事業の取組内容の情報発信を行うこと。
- オ 参加者に対して、満足度等に関するアンケートを実施すること。

## (2) 個別イベント

ア 契約期間中のイベント実施回数及び各回の実施内容は、本事業趣旨を踏まえ自由に提案すること。ただし、以下の内容を必ず実施すること。

- 参加者への宿題を伴うシリーズ型セミナーを複数回開催

- イ 北信、東信、中信、南信からバランスよく参加されるよう努めること。
- ウ 実施内容が、映像や音声、その他必要に応じてインタラクティブ性のある要素を通じて遠隔地にいる参加者等にも伝わるよう、実施内容を工夫すること。
- エ 1回あたりの参加人数は、概ね20人程度となるよう努めること。ただしイベントの内容に応じて変動できるものとする。

## (3) 総括イベント

- ア 契約期間中1回、個別イベントの成果発表の場とすることを含めて実施すること。
- イ 実施内容は、個別イベントに連動した内容で自由に提案すること。ただし、具体的な開催時期、開催場所、プログラム等は事前に委託者及び委託者の調整の下でNITと協議の上、決定するものとする。
- ウ 主会場は長野県内とすること。
- エ 主会場の実施内容が、映像や音声、その他必要に応じてインタラクティブ性のある要素を通じて他の拠点等にも伝わるよう、環境を整えること。
- オ 総括イベント全体に係る会場設営・撤収、受付、来場者の誘導等を円滑に行うために必要なスタッフを確保し、配置すること。

## 6 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 7 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事

前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。
- (4) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 9 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者及び委託者の調整の下でN I T並びに拠点等の関係者と十分協議を行うこと。
- (3) 拠点で元々実施が予定されているイベントを本事業の個別イベントとして活用する場合、当該イベントの経費が国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されていないか必ず事前に確認すること。なお、支弁されている場合は本事業の対象経費として認められないので十分注意すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。